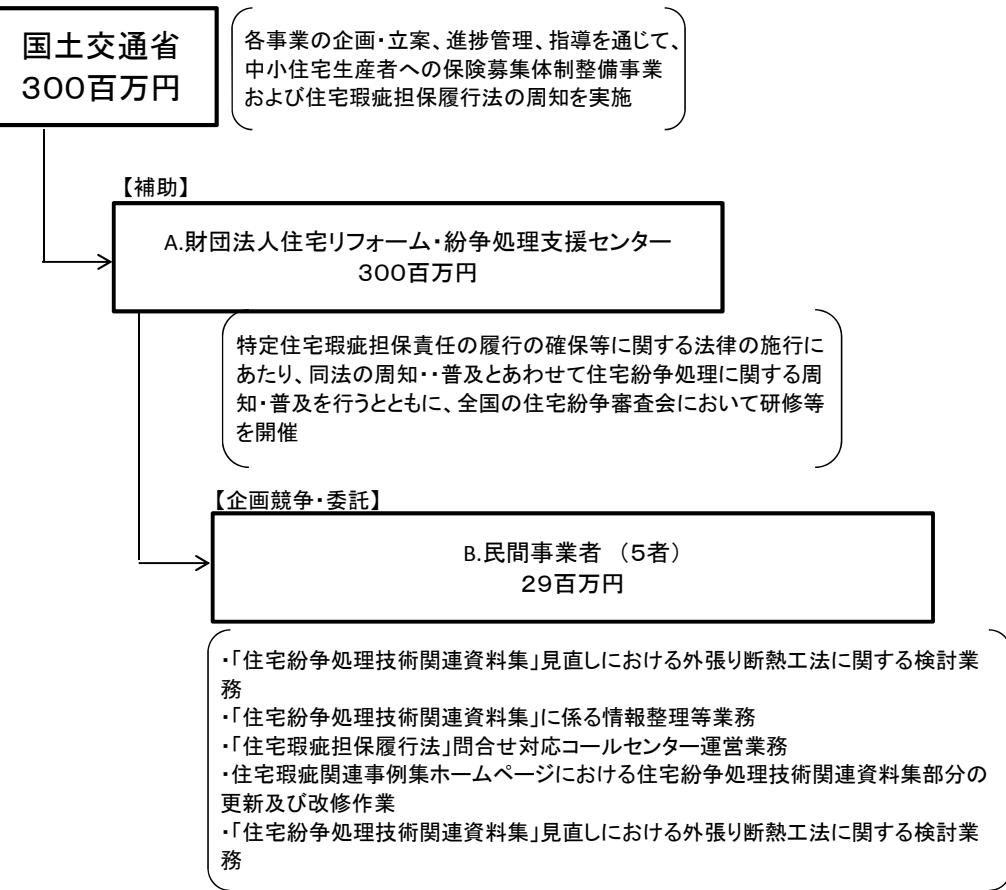


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	特別住宅紛争処理体制の整備事業	事業開始年度	平成20年度	作成責任者		
担当部局庁	住宅局	担当課室	住宅生産課住宅瑕疵担保対策室	室長 住本靖		
会計区分	一般会計	上位政策	住宅の取得・賃貸・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	一	関係する計画、通知等	住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により、住宅瑕疵担保責任保険へ加入した新築住宅の売買契約・請負契約に係る紛争については住宅紛争処理(特別紛争処理)の対象となり、全国に設置された住宅紛争審査会においてあっせん・調停・仲裁が行われることとなった。本事業は、特別紛争処理について円滑に処理することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	住宅瑕疵担保責任保険に加入した新築住宅の請負契約・売買契約に係る紛争について紛争処理を行う全国の住宅紛争審査会における紛争処理体制を整備するとともに、住宅の発注者等に対し紛争処理に係る周知・普及を行う。					
実施状況	①全国の住宅紛争審査会における研修等を実施 ②住宅瑕疵担保履行法および住宅紛争処理について新聞折り込み広告を実施 ③住宅瑕疵担保履行法および住宅紛争処理に関するシンポジウムの開催 ④住宅紛争処理に関する新聞広告の実施および消費者向けイベントへの講師派遣 ⑤住宅紛争処理など新築住宅の発注者等の留意すべき点について記載した消費者向け小冊子を作成し配布 ⑥住宅瑕疵担保履行法専用ダイヤルおよびコールセンターの設置 ⑦住宅紛争処理技術関連資料集の見直しを実施					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額(補正後)	—	300	300	400		
執行額	—	300	300			
執行率	—	100.0%	100.0%			
総事業費(執行ベース)	—	—	—			
自己点検 支出先・使途の把握水準・状況	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に伴い、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき指定された住宅紛争処理支援センターの業務であり、適切な執行が行われるよう、補助事業者からのヒアリングを通じ、支出先・使途及び事業実施方法を把握した上で、事業を実施している。					
自己点検 見直しの余地	これまでには、住宅品質確保の促進等に関する法律に基づき指定された住宅紛争処理支援センターの業務に関連する事業であったことから、当該法人への補助としてきたところであるが、住宅紛争処理支援センターと民間事業者との連携による事業の実施等、住宅紛争処理支援センターに限定しない補助とすることを検討。					
予算監視の効率化						
補記	<p>本事業を実施している財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第82条に基づき国土交通大臣が指定した住宅紛争処理支援センターであり、本事業は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第34条の規定に基づき住宅紛争処理支援センターの実施する業務内容を支援するものである。</p> <p><住宅の品質確保の促進等に関する法律(抄)></p> <p>第八十二条 土国交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この節において「支援等の業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、住宅紛争処理支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。</p> <p>第八十三条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理の業務の実施に要する費用を助成すること。 二 住宅紛争処理に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に対し提供すること。 三 住宅紛争処理に関する調査及び研究を行うこと。 四 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員又はその職員に対する研修を行うこと。 五 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務について、連絡調整を図ること。 六 評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。 七 評価住宅以外の住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。 八 前各号に掲げるもののほか、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な業務を行うこと。 <p>2 前項第一号に規定する費用の助成に関する手続、基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>【予算科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> •005 住宅市場整備推進費 •95 住宅市場の環境整備の推進に必要な経費 (21年度予算額) 300百万円 (21年度決算見込額) 300百万円 •95016-2405-16 住宅市場整備推進等事業費補助金 					

行政事業レビューシート
(国土交通省)



費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてプロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)</small>	A.財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	役務費	新聞折り込み広告、新聞広告等	215			
	委託費	「住宅紛争処理技術関連資料集(工事費用編)」(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造)の見直しに係る検討業務	10			
		「住宅紛争処理技術関連資料集」に係る情報整理等業務	8			
		「住宅瑕疵担保履行法」問合せ対応コールセンター運営業務	7			
		住宅瑕疵関連事例集ホームページにおける住宅紛争処理技術関連資料集部分の更新及び改修作業	3			
		「住宅紛争処理技術関連資料集」見直しにおける外張り断熱工法に関する検討業務	1			
	人件費	事業の企画・立案・調整	38			
	需要費	パンフレット・チラシ・小冊子の印刷	13			
	旅費	講師派遣旅費	2	計		0
	報償費	紛争審査会委員への報酬	2	F.		
				費目	使途	金額 (百万円)
	計			300		
	B.株式会社サトウファシリティーズコンサルタント					
	役務費	「住宅紛争処理技術関連資料集(工事費用編)」(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造)の見直しに係る検討業務	10			
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

【別 紙】

B.民間事業者等(5者) 29百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	(株)サトウファシリティーズコンサルタンツ	10
2	(株)集研アトリエ	8
3	(株)JPメディアダイレクト	7
4	(株)環境計画研究所	3
5	(株)岩村アトリエ	1
6		
7		
8		
9		
10		